

～ 放課後児童健全育成事業 開始届等について ～

1. 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の開始届について

(1) 児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う児童クラブは、あらかじめ市へ届け出る必要があります。

なお、児童クラブと事業目的を異にする事業の場合、届出は不要です。

(例:スポーツクラブや塾等で小学生の預かりをする場合など)

(2) 届出により事業を実施する場合、「松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に従って事業を実施する必要があります。

2. 開始届の提出について

次の書類を下記まで提出してください。

- ☐ 放課後児童健全育成事業開始届(第8号様式)
- ☐ 添付(1) 定款その他の基本約款
- ☐ 添付(2) 運営規程
- ☐ 添付(3) 主な職員の氏名、資格及び経歴
- ☐ 添付(4) 建物その他設備の図面
- ☐ 添付(5) 収支予算書及び事業計画書
- ☐ 添付(6) その他市が必要とする書類

3. 変更届について

届け出た事項に変更があった場合、「放課後児童健全育成事業変更届(第9号様式)」によって、変更の日から1ヶ月以内に市へ届け出る必要があります。

4. 廃止(休止)届について

届け出た事業を廃止または休止しようとする場合、「放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(第9号様式の2)」によって、あらかじめ市へ届け出る必要があります。

5. 届出の提出先・問い合わせ先

松山市こども家庭部こどもえがお課 こども居場所づくり担当

〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2 別館3階

電話 : 089-948-6411

メールアドレス : kenzen@city.matsuyama.ehime.jp

(令和6年7月更新)